

結婚式場の契約トラブル ～翌日のキャンセルなのに申込金が返金されない！～

〈相談事例〉

結婚式場の下見に行った際、「挙式の希望日は大安なので、日程だけでも確保しておいたほうが良い」と言われて申込金10万円を支払い、1年先の披露宴の申込みをした。しかし他の式場も見たいと思い、翌日、キャンセルを申し出たところ、「申込金10万円は返金できない。申込金は解約料に充てる」と言われた。契約書の規約には記載があるようだが、申込み時に口頭ではそのような説明は受けていない。申込みの翌日のキャンセルなので申込金を返金して欲しい。

〈解説〉

日程の仮押さえのようなつもりで申込みをしたものの、キャンセルしたところ、「高額な解約料を請求された」「支払った予約金や内金、申込金などが返金されない」という結婚式場の解約料に関する相談が寄せられています。事例のほかにも、「担当者と打ち合わせを重ねる中で、衣装や料理の内容が変更となり、契約時の見積もりより高額になった」「担当者の手違いで式当日の料理が打ち合わせと違っていた」など、契約後の打ち合わせ段階や結婚式当日のトラブルに関する相談もあります。

トラブルを避けるためにも、契約を急がされてもその場でサインをせず、契約書・約款、サービスなどの内容を確認し、他の式場と比較するなど十分に検討したうえで契約するようにしましょう。また解約料については、それぞれの結婚式場が契約に関する規定を約款などで定めています。「婚礼の〇〇日～△△日前は□□円」などと段階的に解約料を設定していることが多いため、解約する場合には、挙式の何日前までであればどれだけの解約料がかかるのか、事前に確認しておきましょう。解約料などに納得できない場合は、事業者へ解約料の算定や内訳について説明を求めましょう。申込金を支払う際には、契約がいつの時点で成立するのかを確認するようにしましょう。さらに見積もりの内容についてもこまめに確認し、あいまいな点を残すことのないようにしましょう。

困ったことや、わからないことがあれば、消費生活センターに相談してください。